

# 鷹栖町展示コーナー利用者募集

令和元年度第3期の、鷹栖地区住民センター内「展示コーナー」利用者を募集します。町内外を問わず、団体やサークル、個人、学校等が作品等の展示を行う場合にご利用いただけます。利用要項、利用申込方法をご覧のうえ、利用を希望される方は教育委員会までお申込ください。ご不明な点等は、教育委員会へお気軽にお問い合わせください。

## ■今回募集する展示期間

令和元年10月2日（水）～12月8日（日）

## ■展示コーナー利用要項

【場 所】鷹栖地区住民センター内

（住所：鷹栖町北1条3丁目2番5号）

- 展示コーナーは廊下の壁面を活用しており、横幅約22m50cm、高さ約3mです。
- 横幅3.5m×高さ約3mを1ブロックとし、5ブロックに区分けされています。申込の際は、利用したいブロック数を記載してください。

★現在も作品展示を行っていますので、ぜひ会場に足を運んでみてください！

【開館時間】午前9時～午後6時（日曜、祝日は午後5時まで）

- 鷹栖地区住民センター休館日は、展示コーナーも休館となります。  
（休館日：月曜日、祝日の翌日、ゴールデンウィーク、年末年始など）

【利用単位】

- 水曜日から日曜日までを1週間単位とし、最大で2週間までご利用いただけます。
- 火曜日は作品の搬出入日とし、午前9時から正午までに搬出、午後1時～5時までに搬入とします。作品の搬出入、設置作業等は、利用者で行っていただきます。

【利用料金】 無 料

【利用制限】

次に該当する場合は、利用のお断りまたは利用の承認を取り消すことがあります。

- 営利目的の有無に関わらず、販売行為は禁止とします。
- 公の秩序を乱し、または善良の風俗を害する恐れがある場合。
- 宗教上の布教活動や政治活動につながる場合。
- 利用要項を遵守しない場合や、管理者の指示を守らない場合。
- その他、管理上特に必要とする場合。

【貸出備品】

ワイヤーフック（長さ調節可）、壁掛けフック、机、画鋸、工具一式、脚立など

【その他】

- 鷹栖町または鷹栖町教育委員会が利用する際には、利用できない期間があります。

【お問い合わせ】 鷹栖町教育委員会教育課生涯学習係 ☎ 87-2028

申込方法については裏面をご覧ください



## ■利用申込について

- (1) 今回募集する展示期間において、展示コーナーの利用を希望される方は下記「利用申込書」を期日までに教育委員会へ提出してください。

利用申込書の提出期限：令和元年7月5日（金）

- (2) 利用調整会議に出席してください。重複している期間がある場合は、調整のうえ利用期間を決定します。あわせて、利用に関する説明、貸出物品の説明等も行います。なお、重複している期間がある場合は、町内の団体、サークル、個人等を優先して決定します。

利用調整会議の開催日：令和元年7月上旬  
※日程が決まり次第、申込された方にお知らせします。

今回募集する期間における利用単位ごとの日程	
①10月2日（水）～6日（日）	⑥11月7日（木）～10日（日）
②10月9日（水）～13日（日）	⑦11月13日（水）～17日（日）
③10月17日（木）～20日（日）	⑧11月20日（水）～24日（日）
④10月23日（水）～27日（日）	⑨11月27日（水）～12月1日（日）
⑤10月30日（水）～11月3日（日）	⑩12月4日（水）～8日（日）

■原則、展示前日の火曜日午後に搬入作業、終了後翌々日の火曜日午前に搬出作業となります。

詳しくは、利用決定後の通知書に記載のうえ送付しますので、ご確認ください。

■下記の日程については、鷹栖町による展示を行いますので、一般の利用はできません。

- ・12月11日（水）～12月22日（日）

## 鷹栖町展示コーナー利用申込書【令和元年度第3期】

団体利用 記載欄	【団体名】	【代表者名】	
	【連絡責任者】	【連絡先】	
個人利用 記載欄	【住所】		
	※連絡責任者の住所及び連絡先をご記入ください。		
個人利用 記載欄	【氏名】	【連絡先】	
	【住所】		
利用希望期間		利用希望ブロック数	

※利用希望ブロック数について、1ブロックは展示パネル（横幅180cm）横向き2枚分の広さ。最大で5ブロック利用可。